

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

マカオ会社設立の手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介されるマカオ会社とは、「マカオ商法典」に基づきマカオにおいて設立された有限責任会社を指します。

当事務所はマカオ（澳門）において有限会社を設立する費用が 16,000 香港ドル（約 21.5 万円）です。当該設立パッケージには、当事務所のサービス料、初年度のマカオ登録住所及び政府登記料が含まれています。即ち、当該設立パッケージはすでにマカオ会社設立に必要なサービスと費用を含んでいます。詳細は第 1 節をご覧ください。

澳門会社を設立する際、クライアント様は各株主及び取締役の身分証明書類と住所証明書類、登録資本金額、登録住所（クライアント様提供の場合）、マカオ会社の主要な事業内容及びビジネスモデルを提供する必要があります。詳細は第 5 節をご覧ください。

マカオ会社設立にかかる時間は、約 16～20 営業日です。主管機関が投資者の事業内容及び身分によって審査を行うので、設立時間は延長されることがあります。

マカオ会社の経營業務が規制される業務であり、免許や許可の別途申請が必要となる場合には、当事務所は申請を代行できますが、費用が別途相談となります。

1. マカオ会社設立のサービスと費用

当事務所はマカオにおいて登録資本金が 25,000 マカオ・パタカ(MOP)を超えない有限責任会社を設立する費用が 16,000 香港ドルです。サービス内容は以下を含みます。

1.1 設立前後の書類準備と登記手続き

- (1) 類似商号調査と商号の予約
- (2) 政府部門に設立登記料を支払う
- (3) 会社設立証明書及び会社定款の作成
- (4) 会社設立書類及び登記申請書の作成
- (5) 取締役会の議事録を作成する
- (6) 当事務所はクライアント様が自らマカオ事務所に出向き関連法的書類にサインすることを手配する(クライアント様はマカオに行けない場合、署名授權書を提供することが必要です。授權書を現地の公証役場に認証され、または署名済み書類及びパスポートの原本をマカオ事務所に郵送することが選択できます)
- (7) 会社登記書類一式(会社印鑑 1 個を含む)の作成

1.2 登録住所

すべてのマカオ会社はその登録住所とするマカオにおける住所を有しなければなりません。啓源はマカオ会社の登録住所を 1 年間提供することができます。なお、啓源は郵便物転送サービスも提供できます(郵送料は実費を請求する)。

1.3 税務登記

マカオ会社登記後、当事務所はマカオ政府財政局に税務関連事務を行います。

備考: 本見積書は当事務所のサービス料、1 年間の登録住所サービス及び政府登記手数料を含みますが、会社設立の過程で発生する書類の郵送料(もしあれば)を含んでいません。

2. オプションサービス

番号	サービス項目	費用(HKD)
1	香港公認会計士による設立書類認証(書類 1 セットにつき)	1,200
2	法人代表者の授權書認証	別途相談
3	マカオ銀行口座の開設	別途相談

3. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、設立サービスを提供します。当事務所は小切手/現金/銀行振込・送金/PayPal でのお支払いを受け取ります。PayPal で支払う場合には、5%の手数料を別途請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内を電子メールでクライアント様に送付します。特別な事情がない限りサービス提供を始めた後、サービス料は一切返金しません。

中国大陸の増値税発票または台湾の営業税発票が必要な場合には、現行税率に基づき税金を別途請求します。

4. マカオ会社の基本構造

- (1) 最低1人の株主と1人の行政管理機関のメンバー(取締役)で構成される。
- (2) 株主は国籍を問わず、法人でも自然人でも可。
- (3) 取締役は国籍を問わず、自然人である株主またはその他の自然人から担任されることが可能。
- (4) 登録住所はマカオにある。
- (5) 最低登録資本金は 25,000 マカオ・パタカで、株式価値に相当する。
- (6) 会社名は中国語あるいはポルトガル語のいずれかの言語で、または二言語併用、英語名称を加えた三言語併用でも可。
- (7) マカオ有限会社が2名以上の株主で構成される場合には、商号の最後にポルトガル語の「L.D.A」あるいは中国語の「有限公司」を含める必要がある。もし株主が1人だけの場合、商号の最後にポルトガル語の「Sociedade Unipessoal Lda」あるいは中国語の「一人有限公司」を含める必要がある。

5. マカオ会社設立登記の必要書類

マカオ会社を設立する際、投資者は次の書類を準備する必要があります。

- (1) 株主と取締役のパスポートのコピー及び住所証明書類(公共料金の領収書又は銀行取引明細書等)。株主が法人である場合、その設立証明書、株主名簿、取締役名簿及び/又は会社存続証明書などをご提供ください。
- (2) 株主と取締役の氏名及び国籍、婚姻状況、配偶者(既婚の場合)の氏名及び住所
- (3) 認証済みの法人代表者授權書(マカオ会社の設立関連文書の署名授權など)
- (4) 記入済みのマカオ会社設立フォーム(デューディリジェンス(Due Diligence)フォームを含み)(啓源が当該フォームを提供する)

備考:

- (1) 上述のマカオ会社の株主及び取締役の身分証明書類及び住所証明書類は当事務所のスタッフ、公証役場、弁護士、公認会計士あるいは銀行マネージャーによって認証される必要があります。
- (2) 当事務所は、マカオ会社の法人株主による法人代表者授權書の認証手続きを支援することができ、費用が別途相談となります。

6. マカオ会社設立の手続きと時間

一般的に、会社名又は事業内容に免許や許可の別途申請が不要な場合、マカオ有限会社を設立する時間は約 16～20 営業日です。設立手続きの流れと時間の詳細は下表をご参照ください。

順番	手続き	予定の所要日数 (営業日)
1	お客様は第 5 節に述べられた書類を電子メール、ファックス又は郵送で啓源に送付する	お客様による
2	啓源はマカオ有限会社の類似商号調査を行う	3
3	啓源は会社設立書類を作成し、お客様による審査・確認・署名を手配する	2
4	マカオ会社の取締役は自らマカオに出向き身分認証手続きを行い、またはそのパスポートの原本を啓源に郵送し、マカオ商業・動産登記局での認証手続きを啓源に委託する	お客様による
5	啓源は商業・動産登記局に関連書類を提出する	12-14
6	商業登記証明書の取得	1
7	マカオ財政局に税務登記を行う	1
8	啓源は会社登記書類一式をお客様に郵送する	お客様による
合計		3～4 週間

7. 登記書類一式(登録完了後に得られる法的書類)

マカオ会社の設立後、クライアント様は下記の書類・資料を取得することができます。

- (1) 商業登記証明書
- (2) 会社定款 1 部
- (3) 表 M1(開業届又は税務登記申請書)
- (4) 株式申請証明書類及び行政管理機関メンバーの就任承諾書など
- (5) 株主名簿
- (6) 行政管理機関メンバー名簿(取締役名簿)
- (7) 会社印鑑

8. 年間維持費

マカオの有限会社は運営を始めたかどうかにかかわらず、所得補充税(法人税)を毎年申告しなければなりません。その資本が100万マカオ・パタカを下回り、且つ利益が50万マカオ・パタカを下回る場合、B類の会社に該当し、会計監査が不要です。なお、会社は従業員を雇用しているかどうかにかかわらず、毎年1月又は2月に財政局に職業税(個人所得税)を申告することが要求されます。

マカオ会社設立後の年間維持費用は下表をご参考になしてください。

番号	サービス内容	金額(HKD)
年間サービス		
1	年間維持サービスは次の内容を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> 郵便物転送サービス 1年間のマカオ登録住所サービス 1年間の会社秘書役サービス 	8,000
2	次の納税申告書を作成・提出 <ul style="list-style-type: none"> 表 M/1(所得補充税の申告) 表 M3/4(職業税の申告) 	2,000 から
	合計	10,000
税務申告及び会計サービス		
3	会計記帳(オプション)	2,000
4	年度監査報告書の作成(オプション)	8,000 から

備考: 上表の費用は参考金額だけであり、実際の費用は上表の金額より高くなる場合があります。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

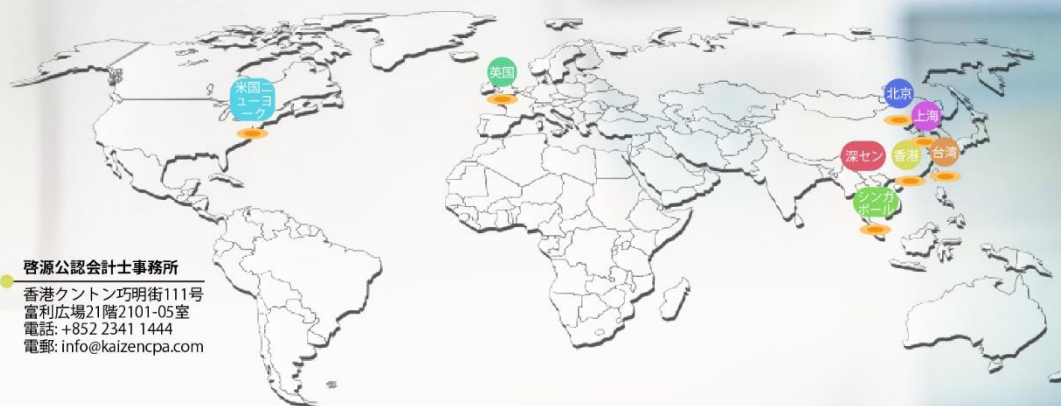
Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

サービス分野



お問い合わせ



啓源公認会計士事務所

香港クントン巧明街111号
富利広場21階2101-05室
電話: +852 2341 1444
電郵: info@kaizencpa.com

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区
忠孝東路四段142号
3楼之3郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号セシル・
コート13階132室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

英国ロンドン

英国サリー州ニューマルダンゴ街
39-41号2階202室
郵便番号: KT3 4BY
電話: +44 20 8144 6466